

産業廃棄物処理計画書

2024年 7月 18日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市北区北10条西2丁目1番地2

氏 名 三井ホーム北海道株式会社

代表取締役社長 伊藤 清

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-729-2431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井ホーム北海道株式会社																		
事業場の所在地	札幌市北区北10条西2丁目1番地2																		
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日																		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																			
① 事業の種類	「建築工事業」「とび・土工工事業」「屋根工事業」「内装仕上工事業」 「タイル・れんが・ブロック工事業」「塗装工事業」「防水工事業」「解体工事業」																		
② 事業の規模	元請完成工事高 4,417百万円																		
③ 従業員数	56名																		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・ガラス 陶磁器 コンクリートくず</td><td>→ 破碎</td><td>→ 再生利用</td></tr><tr><td>・廃プラスチック</td><td>→ 破碎</td><td>→ 再生利用</td></tr><tr><td>・金属くず</td><td>→ 破碎 選別 破碎</td><td>→ 再生利用</td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td>→ 圧縮 破碎 梱包</td><td>→ 再生利用</td></tr><tr><td>・木くず</td><td>→ 破碎</td><td>→ 再生利用</td></tr><tr><td>・紙くず</td><td>→ 圧縮 梱包</td><td>→ 再生利用</td></tr></table>	・ガラス 陶磁器 コンクリートくず	→ 破碎	→ 再生利用	・廃プラスチック	→ 破碎	→ 再生利用	・金属くず	→ 破碎 選別 破碎	→ 再生利用	・繊維くず	→ 圧縮 破碎 梱包	→ 再生利用	・木くず	→ 破碎	→ 再生利用	・紙くず	→ 圧縮 梱包	→ 再生利用
・ガラス 陶磁器 コンクリートくず	→ 破碎	→ 再生利用																	
・廃プラスチック	→ 破碎	→ 再生利用																	
・金属くず	→ 破碎 選別 破碎	→ 再生利用																	
・繊維くず	→ 圧縮 破碎 梱包	→ 再生利用																	
・木くず	→ 破碎	→ 再生利用																	
・紙くず	→ 圧縮 梱包	→ 再生利用																	

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
別紙管理体制図のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 1) OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。	
② 計画	【目標】別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 1) OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)<束ねて排出>⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)<束ねて排出>⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票 (マニフェスト) により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出 (解体) 及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認を行う。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年1回 最終処分場—3年に1回		

(第5面)

② 計画	【目標】別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t 0 t
	(今後実施する予定の取組) 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と 処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での 分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認を行う。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年1回 最終処分場—3年に1回	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所 属:三井ホーム北海道株式会社	職・氏名: 技術部長 小島 泰邦
廃棄物担当	組織名:技術部 生産工事グループ ・ 品質安全管理グループ ・ オーナーサポート部 組織人数:26人	
役 割	環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当グループ長 (又は作業所長)	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項

